

全国漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について（協議）

このことについて、山口県日本海海区漁業調整委員会事務局より別添写しのとおり資料作成の依頼がありました。

これは総会議決に基づく要望事項について関係省庁などと協議・要望を行うにあたり各ブロック内で抱える漁業調整や資源管理を取り巻く問題点などについて共通認識を形成するための資料です。

事務局より、昨年度の回答を参考に案 1～3 を作成しましたので、ご意見をお聞かせください。

事務連絡  
令和5年8月4日

北海道連合  
青森県連  
秋田県連  
山形県連  
新潟県連  
富山県連  
石川県連  
福井県連  
京都府連  
但馬連  
鳥取県連  
島根県連  
福井県連

海区漁業調整委員会事務局 御中

山口県日本海海区漁業調整委員会事務局

令和5年度（第51回）全国海区漁業調整委員会連合会  
日本海ブロック会議について

このことについては、今年度は下記のとおり実施する方向で現在、調整中です。開催通知につきましては、別途通知する予定としております。

つきましては、令和6年度当ブロックの要望事項（別記様式）を、令和5年9月22日（金）までに提出いただきますようお願いいたします。なお、複数の海区がある道県におかれましては、お手数をおかけしますが、連合海区が取りまとめいただいた上で提出をお願いいたします。

#### 記

日時：令和5年10月12日（木）14時から17時まで

※ブロック会議終了後、情報交換会を実施予定

場所：山口県下関市「シーモールパレス」

・2日目は現地視察（9時から12時まで）を実施予定

以上

山口県日本海海区漁業調整委員会  
事務局  
担当：土井  
TEL：083-933-3532  
FAX：083-933-3559  
doi.kenichi@pref.yamaguchi.lg.jp

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>本県の沿岸クロマグロの漁獲は、近年の資源回復により、令和5管理年度は、漁期前半に定置漁業（以下、「定置」という。）で集中的に小型魚が漁獲されたため、国を通じて小型魚の漁獲枠を融通していただきました。</p> <p>現在、定置漁業者には急な漁獲があった場合は放流するよう指導していますが、放流に際し衰弱する個体があり、多くの漁業者が放流実施に強い不安や疑問を抱いています。</p> <p>一方、資源管理の結果、今後もクロマグロ資源の増加、新たな来遊が予想されることから、漁獲枠の配分には地域の漁業の特性、漁場形成の状況など様々な観点から検討を加える必要があると考えられます。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網へ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分について配慮すること。また、枠の融通について、より機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。</li> <li>2 定置網は漁具の特性上、一度入網したクロマグロを活力ある状態で再放流するには技術的課題が多いこと、大型魚については危険を伴うことから、改良漁具の開発等、混獲回避や効果的な再放流の手法を早期に確立し、普及のため導入支援策について引き続き検討すること。</li> <li>3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。</li> <li>4 遊漁者等からの確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するとともに、国の責任において広域的かつ関係省庁の横断的な連携による監視体制を強化すること。</li> <li>5 沖合底びき網に入網する死んだクロマグロの実態について早急に調査・解明するとともに、このような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。</li> </ol>	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における 漁業秩序の確立について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、本件漁業団体は民間主導による交渉はすでに限界と認識しています。</p> <p>国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違法操業・投棄漁具・漁具被害は改善されず、沖合底びき網漁業者、べにずわいかにかご漁業者は、不安定な操業を強いられています。また、沖合底びき網漁業者は漁業トラブル回避のため、これまで漁場としていた暫定水域内での操業を行っていません。</p> <p>国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域は漁獲圧が高く、甲幅90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題を早期に解決しない限り資源状況の改善は期待できません。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。</p> <p>2 暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が引き続き発生しているとともに、韓国漁船の漁獲圧が高く、資源枯渇が懸念されている。民間協議等では操業秩序の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。</p> <p>3 我が国排他的経済水域内の水産資源の保護、漁業秩序の確立及び漁船の安全操業を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。</p>	

○ 新規要望	継続要望
議 題	北朝鮮ミサイル発射に係る漁船の安全操業の確保について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射により、本県かにかご漁船が操業する近海に落下しており被弾の可能性もあったことから、日本海で漁業者が安心して操業できる体制を整備することが必要である。</p> <p>上記を踏まえて、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入。</p> <p>万が一自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</p>	

(R4回答)

(参考)

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>本県の沿岸クロマグロの漁獲は、第4管理期間までは、定置漁業（以下、「定置」という。）によるものは少量でしたが、第5管理期間以降、漁期前半に集中的に小型魚の来遊があり、わずかな小型魚の漁獲枠を曳き縄・その他漁業と分け合っている為、その混獲回避に苦慮しています。</p> <p>現在、定置漁業者には急な漁獲があった場合は放流するよう指導していますが、放流に際し衰弱する個体があり、多くの漁業者が放流実施に強い不安や疑問を抱いています。</p> <p>一方、資源管理の結果、今後もクロマグロ資源の増加、新たな来遊が予想されることから、漁獲枠の配分には、地域の漁業の特性、漁場形成の状況など様々な観点から検討を加える必要があると考えられます。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 やむを得ず放流した個体がへい死した場合でも、これが海上投棄と見なされぬよう海上保安部にもクロマグロの資源管理の取組について情報共有し理解を得ること。</li><li>2 定置漁業においては、漁具・漁法の特性上、混獲を避けることができず入網した小型魚を活力ある状態で放流することには技術的課題が多いことから、国が中心的な役割を担い、改良漁具の開発等、小型魚の混獲回避や効果的な放流の技術を早期に開発すること。</li><li>3 沿岸漁業でのクロマグロの漁獲量は年変動も大きく、国内全体で漁獲枠を遵守していくためにも、今後漁獲枠の配分にあたっては、過去の漁獲実績以外の観点も考慮したものに見直しを行うこと。</li><li>4 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の承認の条件、運用の仕方について、知事許可、県海区委の承認制管理にする等、県の漁獲枠を考慮しながら県の裁量で管理出来るよう検討すること。</li></ol>	

(R4回答)

(参考)

別紙

鳥取 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識しています。</p> <p>国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具被害は改善されず、沖合底びき網漁業者、べにずわいかにかご漁業者は、不安定な操業を強いられています。また、沖合底びき網漁業者は漁業トラブル回避のため、これまで漁場としていた暫定水域内での操業を行っていません。</p> <p>国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域内は漁獲圧が高く、甲幅90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題を早期に解決しない限り資源状況の改善は期待できません。</p> <p>大和堆周辺水域においては、本県いかつり漁船、べにずわいかにかご漁船が操業しており、安全操業への影響が懸念されるとともに、外国漁船の違法操業により減少傾向にあるスルメイカ資源の減少が懸念されます。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: right;">大和堆のいかつり漁船も? (沖合のべにずわいかにかご)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。</li> <li>暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が引き続き発生しているとともに、韓国漁船の漁獲圧が高く資源枯渇が懸念されている。民間協議等では操業秩序の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。</li> <li>我が国排他的経済水域内の水産資源の保護、漁業秩序の確立及び漁船の安全操業を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。</li> </ol>	